

## 下関市市民活動保険制度要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、下関市内の市民活動に伴い発生する事故について、市民活動保険制度（以下「本保険制度」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、市民が安心して市民活動に参加できるよう支援し、もって市民活動の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 自主的かつ主体的で、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のうち次に掲げるものをいう。この場合において、実費弁償相当額のみを得る場合は、営利を目的としたものとみなさないものとする。

ア 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動

イ 地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動

ウ 市又は市が出資した法人若しくはこれに準ずる団体が行う事業への協力活動

エ 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成 26 年条例第 54 号）第 2 条第 3 号のまちづくり協議会の行う事業に係る活動

(2) 市民活動団体 下関市内に活動の拠点を置いて組織的かつ継続的に市民活動を行う団体のうち、市民が代表を務め、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3

- 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの
- (3) 活動者 市民活動団体等において、市民活動を実践し、従事等する者をいう。
- (4) 賠償補償対象者 市民活動団体、活動者、市又は市が出資した法人若しくはこれに準ずる団体をいう。
- (5) 傷害補償対象者 活動者をいう。
- (市民活動の範囲)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、市民活動とみなさないものとする。

- (1) 企業によるCSR活動
- (2) 山岳又は海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- (4) 野焼き又は山焼きを行うボランティア活動
- (5) その他危険度の高い活動

2 市民活動に該当する活動の具体例は、概ね別表1に掲げるとおりとする。

3 市民活動に該当しない活動の具体例は、概ね別表2に掲げるとおりとする。

(保険期間)

第4条 本保険制度の保険期間は、毎年4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までとする。

(保険契約)

第5条 市は、本保険制度を実施するために保険料を負担し、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と賠償補償対象者及び傷害補償対象者を補償の対象とした保険契約を締結するものとする。

(保険の対象)

第6条 本保険制度は、次の各号のいずれかに該当する場合において

適用する。

- (1) 賠償補償対象者が、市民活動中に他人に身体傷害又は財物損壊等を与え、法律上の賠償責任を負担すること（以下「賠償事故」という。）により損害を被る場合
- (2) 傷害補償対象者が、市民活動中（市民活動を行う場所と自宅の間の通常の経路による往復中を含む。ただし、当該往復があらかじめ予定されていた行動であったことが名簿等により確認できる場合に限る。）に発生した偶然の事故（以下「傷害事故」という。）により死亡又は負傷した場合で、別表3に定める支給事由に該当する場合。

（適用除外）

第7条 前条の規定にかかわらず、本保険制度は、賠償事故のうち次の各号のいずれかに該当するものには、適用しないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 日本国外の裁判所において提訴された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事に起因する事故
- (7) 航空機、昇降機、自動車又は施設外における船舶若しくは車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）若しくは動物の所有、使用、管理に起因する事故
- (8) チェーンソーの使用による事故
- (9) その他本保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

2 前条の規定にかかわらず、本保険制度は、傷害事故のうち次の各号のいずれかに該当するものには、適用しないものとする。

- (1) 傷害補償対象者の故意、重大な過失若しくは法令違反又は飲酒、

薬物等の使用による事故

- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (5) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故
- (6) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- (7) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療措置による事故
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故（ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りではない。）
- (9) 頸部症候群（むちうち症）又は腰痛で他覚症状のないもの
- (10) 熱中症、虫によるかぶれ、細菌性食中毒等のうち、市民活動の実施との因果関係が不明なもの
- (11) その他本保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

（賠償事故に係る補償金の種類及び限度額等）

第8条 賠償事故において補償されるべき補償金の種類及び金額は、次に掲げる損害又は費用の額に相当する合計額から別表4左欄に定める補償金の種類に応じて同表右欄に定める自己負担額（免責金額）を減じた額とする。ただし、その額が同表中欄に定める補償金支払限度額を超える場合は、補償金の額は当該補償金支払限度額とする。

- (1) 賠償補償対象者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合はその価額を控除する。）
- (2) 賠償補償対象者が損害の防止又は軽減のために支出した費用で、保険会社が承認したもの
- (3) 賠償補償対象者が保険会社の承認を得て支出した、訴訟費用、

弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用

(4) 賠償補償対象者が本保険制度の事務に協力するために支出した費用

(5) その他保険契約で定める損害又は費用

2 賠償補償対象者が他の賠償責任保険契約等を締結している場合において、それぞれの保険契約（本保険制度を含む。）について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、本保険制度によるてん補責任額の当該合計額に対する割合によって損害をてん補することとする。

3 被保険者相互間の賠償責任についても、それらに準ずる損害をてん補する。

（傷害事故に関する補償金の種類及び限度額等）

第9条 傷害事故において支給されるべき補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表3に定めるとおりとする。

2 保険会社は、別表3左欄に掲げる補償金の種類に応じて、傷害補償対象者1人につき、同表右欄の補償金額を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、保険会社は、傷害補償対象者1人ごとに、同一の事故によりすでに支払った後遺障害補償金（以下「既払後遺障害補償金」という。）がある場合は、死亡補償金は既払後遺障害補償金相当額を控除した残額をもって支払限度額とし、また、同一の補償期間内にすでに支払った既払後遺障害補償金がある場合は、後遺障害補償金は、既払後遺障害補償金相当額を差し引いて支払う。

4 市が傷害補償対象者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、傷害事故による補償金は損害賠償の補償金に充当する。

（事故発生報告及び事故審査）

第10条 市長は、賠償事故又は傷害事故（賠償事故及び傷害事故の同時発生を含む。）の発生について、賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）から、市民活動団体等の責任者を通して、報告を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、本保険制度の適

用の可否について審査し、本保険制度の適用範囲内と判断した場合は、速やかに保険会社に対して事故報告書を提出する。

(事故判定会議)

第11条 市長は、前条第2項の規定による審査を行う際に必要と認めるときは、事故判定会議に意見を求めることができる。

2 前項の事故判定会議は、必要に応じて設置するものとし、設置、組織及び運営に関し必要な事項はその都度定める。

(補償金の請求)

第12条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決がなされた後に、補償金請求に必要な書類(以下「補償金請求書」という。)を保険会社に提出するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者(死亡補償にあつては、死亡した者の法定相続人等)は、別表3に定める支給事由の充足(入院補償金及び通院補償金にあつては、全ての治療の完了)後に補償金請求書を保険会社に提出するものとする。

(補償金の支払等)

第13条 保険会社は、第10条第2項の規定により、市から事故報告書の提出があつた事故については、補償対象者より補償金請求書の提出を受けて審査及び認定を行い、補償金の支払が決定された場合は、補償対象者に当該決定された額の補償金を支払うものとする。

2 市は、補償金の支払を行わない。

3 市は、第1項で決定された補償金の額に対し何らの責任も負わない。

4 市長は、補償金請求に係る手続の状況を把握するため、保険会社から補償金請求者に対し補償金を支払った旨の通知を受けるものとする。

(損害賠償の免除)

第14条 市は、本保険制度による補償を行う事由につき、同一の事由によって市が賠償責任を負担する場合は、本保険制度で支給され

る補償額まで民法又は国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	具体例
地域社会活動	自治会活動（役員会、総会、研修会、市報や会報等の回覧、掲示板への印刷物等の掲示、運動会、盆踊り等の祭事、募金活動など）、防犯活動（子どもの見守りなど）、防火又は防災活動（火災予防運動、防災訓練など）、交通安全運動（街頭指導、安全旗の設置など）、清掃活動（道路、河川、公園、排水溝その他公共施設の清掃、草刈りなど）、環境衛生活動（資源ごみの回収、リサイクル活動、ごみステーションの管理、害虫の防除や駆除など）、健康増進活動（住民健診の補助、献血奨励、健康体操など）及びこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会活動、ボーイスカウト又はガールスカウトの活動、地域の青年会等の指導又は育成活動、家庭や地域における文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動
社会福祉又は社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理や植栽等の手入れ、施設の清掃、リハビリテーション訓練の支援、行事等の支援、習い事の指導、慰問、理美容やマッサージ等の提供、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話など）、在宅高齢者や在宅身体障害者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労や社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動
社会教育活動	スポーツ又はレクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、キャンプやハイキングなどのレクリエーション、健康体操など）、文化活動（講習会や研修会、伝統文化や地域文化の伝承や振興、芸術の

	振興、美術館や博物館等のボランティアなど)等の活動及びこれらのための準備活動
市又は市が出資した法人若しくはこれに準ずる団体が行う事業への協力活動	市民一斉清掃活動（美化美化大作戦、ごみゼロ活動、クリーンアップ作戦など）、アダプションプログラム制度による活動、防災訓練、式典、社会教育活動、講演会、映画会等への参加や手伝い、その他市の業務への協力のための活動

別表2（第3条関係）

具体例
(1) 政治、宗教、営利及び自己のために行う活動
(2) 公務災害補償の対象となる活動
(3) イベント等の市民活動に、主催者（運営者）としてではなく、専ら利益を享受するために一般参加者として参加して行う活動
(4) 親睦を図るための活動（町内会の旅行や市外への研修視察等、公民館や体育館を借りて会員のみで行う自主グループ活動等）

別表3（第6条、第9条、第12条関係）

補償金の種類	支給事由	補償金額 (1人当たり)
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	300万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった	後遺障害の程度により、死亡補償金の4パーセントから100パーセントに相当する額

	場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。）	入院1日につき 3,000円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	通院1日につき 2,000円

別表4（第8条関係）

補償金の種類	補償金支払限度額	自己負担額
身体補償	1人当たり限度額 6,000万円 1事故当たり限度額 3億円 期間中限度額 3億円	5千円
財物賠償	1事故当たり限度額 300万円 期間中限度額 300万円	5千円
受託物賠償	1事故当たり限度額 300万円 期間中限度額 300万円	5千円